



第56期 定時株主総会 招集ご通知

2017年3月1日から2018年2月28日まで

- 株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告

開催情報

日時：2018年5月25日（金曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：静岡県沼津市上土町100番地の1

沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ



マックスバリュ東海株式会社

証券コード：8198

2018年5月8日

株主の皆さまへ

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

マックスバリュ東海株式会社

代表取締役社長 神尾啓治

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ではありますが後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年5月24日（木曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年5月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ
3. 目的事項
報告事項 1. 第56期（2017年3月1日から2018年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2017年3月1日から2018年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.mv-tokai.com/ir/settlement_public.html) に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.mv-tokai.com/ir/settlement_public.html) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表・計算書類の個別注記表

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年5月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

目次

招集ご通知 1

株主総会参考書類 3

（添付書類）

事業報告 14

連結計算書類

連結貸借対照表 37

連結損益計算書 38

連結株主資本等変動計算書 39

計算書類

貸借対照表 40

損益計算書 41

株主資本等変動計算書 42

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 43

会計監査人の監査報告 45

監査役会の監査報告 47

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役10名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当（※）	第56期の取締役会 への出席状況
1	神尾啓治	代表取締役社長 再任	18回／18回
2	曾我順二	専務取締役 営業サポート本部長 再任	18回／18回
3	山田憲一郎	常務取締役 商品統括本部長 再任	18回／18回
4	浅倉智	取締役 店舗開発本部長 再任	18回／18回
5	近藤健司	取締役 人事総務本部長兼人事部長 再任	18回／18回
6	久保田義彦	取締役 マックスバリュ第一統括本部長 再任	18回／18回
7	遠藤真由美	取締役 ダイバーシティ推進室長兼 デリカ商品統括部長 再任	17回／18回
8	高橋誠	取締役 経営管理本部長 再任	18回／18回
9	中西安廣	再任 社外 ・ 独立	18回／18回
10	立石雅世	再任 社外 ・ 独立	18回／18回

※上記の取締役候補者の地位及び担当は、2018年5月8日現在のものです。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

1 神尾 啓治

再任

生年月日	1957年7月11日	所有する当社の株式数	22,450株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年3月 当社入社 1998年2月 当社営業コーディネーター部長 2001年9月 当社八幡町店長 2003年3月 当社商品統括部デイルーマネージャー 2004年3月 当社店舗統括本部長 2004年5月 当社取締役 2006年9月 当社商品統括本部長 2008年5月 当社常務取締役 2009年3月 当社ステープル商品統括本部長 2011年3月 当社営業担当兼商品統括本部長 2011年5月 当社商品統括本部長 2013年5月 当社代表取締役社長(現)		
取締役候補者の選任理由	神尾啓治氏は2013年5月に当社代表取締役に就任して以来、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮し、経営の最高責任者として全従業員に対して強いリーダーシップを執っていること及び取締役会議長として取締役会の運営に適切な役割を果たしていることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	神尾啓治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

2 曾我 順二

再任

生年月日	1958年5月27日	所有する当社の株式数	8,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2008年7月 株式会社C F S コーポレーション (現ウエルシア薬局株式会社) 入社 2008年10月 同社フード事業本部事業構造改革推進リーダー 2009年2月 同社フード事業本部執行役員兼事業本部長 2010年4月 イオンキミサワ株式会社代表取締役社長 2013年5月 当社専務取締役(現) 当社営業統括本部長 2014年4月 当社店舗開発本部長 2015年3月 当社営業サポート本部長(現)		
取締役候補者の選任理由	曾我順二氏は2013年5月に当社専務取締役に就任して以来、営業全般、店舗開発、販売促進政策などの業務執行責任者を歴任し、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	曾我順二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

やま だ けんいちろう
3 山田 憲一郎 再任

生年月日	1961年6月10日	所有する当社の株式数	14,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 1996年4月 当社二宮店店長 2002年2月 当社店舗運営部マネージャー 2005年3月 当社店舗運営部長 2007年3月 当社人事教育部長 2009年3月 当社人事総務本部長 2009年5月 当社取締役 2012年3月 当社人事本部長兼人事部長 2013年5月 当社営業サポート本部長兼CS推進部長 2014年4月 当社営業統括本部長 2015年3月 当社商品統括本部長(現) 2017年5月 当社常務取締役(現)		
取締役候補者の選任理由	山田憲一郎氏は2009年5月に当社取締役に就任して以来、人事、総務、営業、商品政策部門の執行責任者を歴任し、2017年5月に常務取締役に就任いたしました。これまでの豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	山田憲一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

あさくら さとし
4 浅倉 智 再任

生年月日	1959年12月10日	所有する当社の株式数	6,300株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年4月 当社入社 2003年3月 当社営業コーディネーター部マネージャー 2004年3月 当社営業コーディネーター部長 2004年8月 当社経営管理部長 2008年3月 当社経営管理グループ統括部長兼事業推進部長 2009年3月 当社経営管理本部長兼事業推進部長 2009年5月 当社取締役(現) 2014年4月 当社経営管理本部担当兼営業サポート本部長 2015年3月 当社店舗開発本部長(現)		
取締役候補者の選任理由	浅倉智氏は2009年5月に当社取締役に就任して以来、経営管理、販売促進政策、店舗開発部門の執行責任者を歴任し、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	浅倉智氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

5 近藤 健司

再任

生年月日	1960年10月15日	所有する当社の株式数	5,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1983年4月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 1995年4月 同社西陣店店長 2006年4月 同社関東カンパニー人事教育部長 2008年9月 同社ビジネスサポートセンター(現イオンアイビス株式会社)受託企画推進部長 2011年9月 イオンキミサワ株式会社人事総務本部長 2013年5月 当社取締役(現) 当社人事総務本部長兼人事部長(現)		
取締役候補者の選任理由	近藤健司氏は2013年5月に当社取締役に就任して以来、人事、総務部門の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	近藤健司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

6 久保田 義彦

再任

生年月日	1966年3月3日	所有する当社の株式数	5,300株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年11月 当社入社 1999年7月 当社立野店店長 2005年3月 当社商品統括本部青果部長 2007年3月 当社商品統括本部生鮮グループ統括部長 2007年9月 当社新業態事業部長 2009年3月 当社新店推進部長 2010年3月 当社鮮魚事業部長兼商品部長 2014年3月 当社生鮮商品統括本部長兼水産部長 2014年5月 当社取締役(現) 2015年3月 当社マックスバリュ第一統括本部長(現)		
取締役候補者の選任理由	久保田義彦氏は2014年5月に当社取締役に就任して以来、商品政策、営業部門の執行責任者を歴任し、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	久保田義彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

7 えんどう ま ゆ み 遠藤 真由美 再任

生年月日	1965年6月25日	所有する当社の株式数	4,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年4月 当社入社 2007年3月 当社商品統括本部デイリー部長 2011年3月 当社商品統括本部惣菜部長 2014年3月 当社商品統括本部デリカ部長 2014年4月 当社ダイバーシティ推進室長(現) 2014年5月 当社取締役(現) 2015年3月 当社デリカ商品統括部長(現)		
取締役候補者の選任理由	遠藤真由美氏は2014年5月に当社取締役に就任して以来、商品政策及びダイバーシティ推進の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	遠藤真由美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

8 たかはし まこと 高橋 誠 再任

生年月日	1961年7月4日	所有する当社の株式数	4,800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 2002年3月 当社福田店店長 2007年9月 当社内部統制構築タスクチームリーダー 2009年3月 当社内部統制部長 2012年3月 当社コンプライアンス部長 2013年6月 当社経営監査室長 2014年4月 当社経営管理本部長(現) 2016年5月 当社取締役(現)		
取締役候補者の選任理由	高橋誠氏は2016年5月に当社取締役に就任して以来、経営管理部門の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	高橋誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

なかにし やすひろ
9 中西 安廣

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1948年7月5日	所有する当社の株式数	750株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1967年4月 協同飼料株式会社（現フィード・ワン株式会社）入社 1977年5月 米久株式会社入社 1988年5月 同社取締役 2001年5月 同社常務取締役 2006年5月 同社取締役常務執行役員 2008年5月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2010年5月 同社取締役専務執行役員営業本部長 2014年5月 同社顧問（非常勤） 2015年6月 株式会社あみやき亭社外取締役（現） 2016年5月 当社社外取締役（現）		
社外取締役候補者の選任理由	中西安廣氏は米久株式会社の経営に長年にわたって携わられ、その中で培われた経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、2016年5月に当社社外取締役に就任して以来、取締役会において積極的に意見をいただくとともに、監査役会とも密接な情報連携をはかるなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。引続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		
特別の利害関係	中西安廣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 当社は、中西安廣氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、中西安廣氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、中西安廣氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

生年月日	1953年10月31日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年3月 弁護士登録(静岡県弁護士会) 1986年3月 立石法律事務所開設 2015年5月 弁護士法人立石塩谷法律事務所社員弁護士(現) 2016年5月 当社社外取締役(現)		
社外取締役候補者の選任理由	立石雅世氏は弁護士としての豊富な経験と専門的な知見を有し、2016年5月に当社社外取締役に就任して以来、取締役会において積極的に意見をいただくとともに、監査役会とも密接な情報連携をはかるなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。引続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		
特別の利害関係	立石雅世氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、立石雅世氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、立石雅世氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、立石雅世氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小林伸明及び清水裕雄両氏は辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

みなみだて ただお 1 南 館 忠 夫 新任

生年月日	1959年5月18日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1983年4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2000年5月 ペットシティ株式会社（現イオンペット株式会社）取締役管理部長 2007年5月 イオンベーカリーシステム株式会社（現イオンベーカリー株式会社） 取締役経理・コントロール部長 2011年3月 同社取締役管理部長 2012年5月 イオンキミサワ株式会社取締役管理本部長兼経理部長 2013年5月 イオンビッグ株式会社取締役管理統括部長 2016年5月 同社常務取締役管理本部長（現）		
監査役候補者の選任理由	南館忠夫氏は、長年にわたり小売業の管理部門に携わり、この間に培われた豊富な経験と財務及び会計に精通した高い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、新たに選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	南館忠夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 南館忠夫氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社の子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。
2. 南館忠夫氏は、2018年5月11日付でイオンビッグ株式会社の常務取締役を退任し、同社を退職予定であります。
3. 南館忠夫氏は、2018年5月23日付でイオン・リートマネジメント株式会社非常勤監査役に、2018年5月24日付で株式会社メガスポーツ常勤監査役にそれぞれ就任予定であります。

2 居城 泰彦

いじろ やすひこ

新任

生年月日	1967年6月11日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1991年4月 株式会社マイカル（現イオンリテール株式会社）入社 2010年7月 イオン株式会社次世代GMS政策プロジェクトチーム 2011年3月 同社GMS事業戦略チーム 2014年7月 同社GMS改革・戦略推進プロジェクトチーム 2015年9月 株式会社ダイエーSM再編推進チーム 2016年3月 イオン株式会社SM・DS事業政策チーム 2016年5月 マックスバリュ東北株式会社監査役（現） 2017年3月 イオン株式会社SM事業担当付（現） 2017年5月 マックスバリュ南東北株式会社監査役（現）		
監査役候補者の選任理由	居城泰彦氏は、長年にわたりイオン株式会社及びイオングループ各社で小売業の事業戦略策定に携われ、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、新たに選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	居城泰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）居城泰彦氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社及びその子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

以上

＜取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針＞

- (1) 取締役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、取締役会で決定しております。
- ① 当社の企業理念、経営方針に対する理解があること。
 - ② 取締役会の議案審議に必要な知識と経験を有し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な知見を有すること。
 - ③ 経営感覚及びリーダーシップに優れていること。
 - ④ 取締役にあふさわしい人格及び見識を有し、心身ともに健康であること。
- (2) 監査役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会にて決定しております。
- ① さまざまな分野における豊富な知識と経験を有し、会計に関する適切な知見を有しているものが1名以上とすること。
 - ② 中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保できること。
 - ③ コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること。

＜社外役員の独立性基準＞

マックスバリュ東海株式会社(以下「当社」という)は当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員(社外取締役及び社外監査役)が十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は当社における社外役員(その候補者を含む)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者を含む)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者。(注1)
- (2) 当社の議決権の10%以上の議決権を保有する株主、またはその業務執行者。
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者。
 - ① 当社の主要な取引先。(注2)
 - ② 当社の主要な借入先。(注3)
 - ③ 当社が議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主。
- (4) 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士。

- (5) 当社から多額(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家及び、そのものが法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属するもの。
- (6) 当社から多額(注4)の寄付を受けているもの。
- (7) 社外役員の相互就任関係(注5)となる他の会社の業務執行者であるもの。
- (8) 近親者(注6)が上記(1)から(7)までのいずれか((4)から(5)までを除き重要な業務執行者(注7)に限る)に該当するもの。
- (9) 最近において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していたもの。
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められるもの。

(注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるもの及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)、及び過去10年間に当社グループに所属していた業務執行者をいう。

(注2) 主要な取引先とは、当社の売上高等の相当部分を構成する商品等の仕入先、また、当社に対する売上高等が、同社の売上高等の相当部分を構成する取引先をいう。

(注3) 主要な借入先とは、当社の事業年度末において総資産の相当部分を構成する貸付残高を有する借入先をいう。

(注4) 多額とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。

(注5) 相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(注6) 近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

(注7) 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

(添付書類)

事業報告

(2017年3月1日から
2018年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策などを背景に、企業収益の改善が進むとともに、企業の設備投資や個人消費も底堅く推移しており、緩やかな回復傾向が続いております。一方、国際情勢は不確実な情勢が続いており、景気動向は依然として不透明な状況となっております。食品スーパーマーケット業界におきましても、お客さまの消費行動や価値観の多様化など、経営環境の変化の拡大に加え、人口減少の進行や採用環境の悪化に伴う労働コストの上昇、業種・業態を超えた競争の激化など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループは、本年度のスローガンに「地域密着経営の実践 お客さまのために 自ら考え、自らやり遂げよう！」を掲げ、お客さまにとって「地域になくはない」店舗の実現に向け、地域密着経営の更なる推進とともに、お客さまの健康でより豊かな食生活を実現するための商品・サービスの提供などの経営課題に積極的に取り組んでまいりました。

[国内事業]

国内事業におきましては、お客さまのニーズの多様化に対応するべく、環境変化・地域特性へ対応した商品の提案や、地域に根ざした商品の拡充などの地域密着経営を推進してまいりました。

また、ドミナントエリアの強化・拡大を図るべく6店舗の新規開設を行うとともに、火・水曜日、お客さま感謝デー、週末の販売体制の強化や、夕方からの売場の充実などに取り組んでまいりました。更には、従業員が1人2役3役で仕事を行う「多能工」の実現に向けたワークスケジュールの活用や働き方改革の推進、物流体制の見直しによる配送効率の向上と店舗作業の平準化などの経営体質強化策を継続して行っております。併せて、環境保全・社会貢献活動についても、積極的に実施しております。

その他の取り組みとして、昨年8月1日より、災害時における食料備蓄品の定期宅配サービス「Buddy Box」(バディーボックス)のご注文承りを開始いたしました。「Buddy Box」は静岡新聞社・静岡放送さまが企画した、防災・減災に向けた取り組みであり、普段の食生活の中でいただける商品一式を、災害時における備蓄品として半年毎にお届け(ローリングストック方式)するものであり、当社は商品供給及び商品構成の監修に参画しております。また、ネットスーパーの運営体制の見直しを進めており、宅配業務との融合を進めることで、配送効率の改善と配送エリアに応じた配送業務の振り分けなど構造改革に向けた取り組みを強化しております。更には2018年度に入り、3月からネットスーパーでご注文頂いた商品を、店内設置の専用受取りロッカーにお届けするサービスをマックスバリュ清水八坂店でスタートいたしました。これは配達便の待ち時間を気にすることなく、お出掛けの際やお仕事帰りなどにお客さまのご都合に合わせて商品を受け取るサービスであり、今後もこの様なサービスの拡充とお客さまの利便性の向上に努めてまいります。

(商品部門別の動向)

農産物の不安定な生育や、水畜産物の仕入価格上昇、業種業態を超えた競争の激化などの影響を受け、既存店売上は厳しい推移となる中、地域密着経営を更に推進するとともに、お客さまの健康志向や簡便志向、節約志向等に対応した品揃えを充実すべく取り組んでまいりました。

生鮮部門におきましては、小容量品目の拡大と“じもの”商品の拡販を進めており、畜産部門では、食の安全・安心に関する取組みの強化として、静岡県による農林水産物の生産工程における安全・安心の認証制度「しずおか農林水産物認証」を受けた静岡県産ハーブ鶏を「静岡県産ふじのくにハーブ鶏」と改称し販売を開始いたしました。

デリカ部門におきましては、地域における地元食材を使用した商品の開発・販売に積極的に取り組むとともに、健康志向の高まりに合わせ、塩分や炭水化物の抑制に拘り、野菜を美味しく摂取する「惣菜」メニューの提案を強化しました。

その他、地元メーカーさまとタイアップした生酒などの商品開発や、火・水曜市における均一目玉商品の拡充等による価格競争力の強化、イオン長泉ロジスティクスセンターを活用した店舗品揃えの強化と店舗作業の軽減を両立した商品の供給拡大にも努めました。

当社の商品部門別売上高の状況

商 品		売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前 期 比 (%)
部 門	農 産	26,943	12.4	98.6
	水 産	14,624	6.7	96.0
	畜 産	19,851	9.1	100.9
	フ ー ド	25,894	11.9	100.3
	デ ィ リ	53,680	24.6	100.5
	グ ロ サ リ	65,425	30.0	101.1
	食 品 計	206,420	94.7	100.1
	ノ ン フ ー ド	10,732	4.9	99.8
	そ の 他	836	0.4	103.3
	合 計	217,989	100.0	100.1

(注) フードは、惣菜、寿司、ベーカリー等、デイリーは日配品、グロスアリーは加工食品、ノンフードは衣料及び住居関連、その他は催事等であります。

(教育体制)

店舗を取り巻く様々な環境変化に対応すべく、各種教育を実施し現場力の向上に努めました。接客対応においては、事例に基づく映像教育コンテンツを充実し、前年度と同様に全従業員を対象として履修を行いました。

現職スタッフに対しては、部門担当者の売場づくり技術の教育と、技術研修を継続的に実施しました。また、スキルアッププログラムを組み立て、全社的な現場技術力の向上に向け、計画的OJTを実施しました。

計画的な働き方を推進するツールとして、ワークスケジュールの活用研修を店舗管理者と部門担当者を対象として研修を行い、作業の可視化を推進するとともに、生産性向上を意識した作業の組み立てを全社員で共有を行いました。

新任役職者については、各職位に求められるマネジメント教育を実施し、その基盤づくりを継続的に行っております。

(環境保全・社会貢献活動)

お客さまと同じ地域社会の一員として、店舗を通じて直接お客さまと接することができる事業特性を活かしつつ、様々な環境保全・社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。

・富士山（世界文化遺産）の環境保全や美化活動の取組み

富士山の環境保全、美化活動をテーマにした4つの取組みとして、「富士山ありがとうキャンペーン」活動や「しずおか富士山WAON」の寄付、「富士山環境保全募金」及び「富士山一斉清掃」への参加を行っております。そのうち、「富士山ありがとうキャンペーン」による寄付金を活用し、昨年12月に開館した「静岡県富士山世界遺産センター（富士宮市）」に、富士山の環境保全につながる調査研究活動やパトロール、普及・啓発活動に役立てていただくために車両1台を贈呈いたしました。

・健康増進及び食育推進に関する取組み

子供には「お魚講座」などを通して「食材への興味」「食の大切さ」を、大人には「健康的な生活」などをテーマとした食育講座を計74回、延べ4,488名の方々にご参加いただき開催いたしました。

また、お客さまにとって生産者の方々と農産物を身近なものにする「産地ふれあい親子収穫体験ツアー」を店舗近隣の幼稚園児とその保護者を対象とし、計7回開催するなど、お客さまに食を通じた「健康」「安全・安心」をご提案する活動に取り組んでおります。

・地域貢献活動への取組み

住民の健康意識向上と食育を併せた健康キャンペーンの取組みとして、前年度に実施した行政に加えて、静岡市、富士市、富士宮市など9市2町の協力を得て、各地域の店舗において、地域のお客さま、行政、従業員の三者によるイベントを開催いたしました。

このイベントは、簡易な健康診断とその内容に関連した食の提案や相談、更に本年度は当社管理栄養士が監修した「健康に配慮した惣菜」の紹介を加え、健康に関心の高い高齢者の方を中心に、お買物と一緒にできる健康相談会として、計23回、延べ1,890名のお客さまにご参加いただき、実施いたしました。

・店頭リサイクル活動による車椅子寄贈の取組み

お客さまの利便性と身近な環境保全活動を両立した店頭における牛乳パック・アルミ缶などの回収に、お客さまとともに、継続的に取り組んでおります。牛乳パック・アルミ缶の売却に基づく収益金の一部を利用して、高齢化社会が進むなか、一時貸出しや体験授業用として需要が増加している車椅子を当社店舗展開エリアの各社会福祉協議会に対し計86台寄贈しました。2004年から毎年積み重ねてきた車いすの寄贈台数は、累計1,098台になります。（累計寄贈台数内訳：静岡県683台、神奈川県217台、山梨県141台、愛知県57台）

・WAONカード等を活用した地域貢献の取組み

ご当地WAONの取組みとしまして、本年度「世界遺産韮山反射炉WAON」の寄付金を、当社店舗で実施した「韮山反射炉保全活動支援募金」と合わせて実施しました。これらの取組みに対し、伊豆の国市より「善行表彰」を受けております。そのほか、前年度よりサッカーを通じてホームタウンの地域振興への協働の取組みとして発行を始めましたWAONカードに、新たに「大好き 清水エスパルスWAON」が加わりました。

更には、環境負荷軽減とお客さまの利便性向上のために、お持ちになった古紙、ペットボトルの量に応じてWAON電子マネーやWAON POINTカードにポイントを付与する機能を有したリサイクルステーションの設置を前年度に引き続き実施し、本年度は7店舗に設置いたしました。

(店舗開発)

店舗開発におきましては、静岡県を中心に神奈川県、山梨県及び愛知県において、地域特性に合わせた店舗フォーマット（業態）の展開を推進し、エリア毎のドミナント強化に取り組んでおります。当連結会計年度におきましては、上半期にマックスバリュエクスプレス河津店（静岡県賀茂郡河津町）ほか累計3店舗を、また、下半期にはマックスバリュエクスプレス寒川中瀬店（神奈川県高座郡寒川町）ほか累計3店舗の新店を開設いたしました。7月に開店したマックスバリュ御殿場萩原店は、「毎日の暮らしをちょっとHappyに」をコンセプトとした店舗として、健康志向の高まりに対応した商品の提案や、「鮮度」や「品質」、「おいしさ」にこだわった商品の展開強化を行っており、上質な商品を提案する店舗として、ドミナントエリアの中核を担っております。また、下半期に開店した、マックスバリュエクスプレス寒川中瀬店、同茅ヶ崎浜須賀店及び茅ヶ崎若松店は、茅ヶ崎エリアへの初進出となりました。それにより、2014年度からスタートした小型エクスプレス業態の店舗は累計11店舗となりました。

その他、地域特性に即した品揃えの充実や、お客さまニーズにお応えする売場の実現に向けた店舗活性化改装を、計14店舗で実施したほか、経営の効率化を図るべく、1店舗の閉鎖を行っております。これらの結果、国内事業における店舗数は、静岡県107店舗（うち、ザ・ビッグ16店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス8店舗）、神奈川県24店舗（うち、ザ・ビッグ7店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス3店舗）、山梨県12店舗（うち、ザ・ビッグ11店舗）及び愛知県5店舗の計148店舗（うち、ザ・ビッグ34店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス11店舗）となりました。

[中国事業]

中国子会社の事業年度において、2017年1月にマックスバリュ佛山南海桂城店（佛山市南海区）、同年9月にマックスバリュ白雲匯広場店（広州市白雲区）を開設し、広東省広州市及び佛山市において食品スーパー7店舗の展開となりました。また、2018年1月には8号店となるマックスバリュ聖地新天地店（広州市荔湾区）を開設いたしました。

営業面では、下半期に販促企画や訴求商品、定番商品を地域特性に合致させた品揃えに切り替えるとともに、荒利率の改善に取り組みました。加えて、モバイル端末によるキャッシュレス決済率の高まりにあわせ、わかりやすい販促方法への更なる転換を進めました。このほか、使用経費の見直しと有効活用による筋肉質の経営体制を目指し、特にレジサービス部門ではパートタイマー中心による運営と同時にフレンドリーな接客の維持定着を図り、接客サービスと品揃え・売場改善によるお買物満足度の向上に継続して取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、営業収益2,256億円（対前期比0.4%増）、売上高2,216億51百万円（同0.4%増）、営業利益52億54百万円（同3.2%減）、経常利益52億46百万円（同2.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は32億12百万円（同0.4%増）となりました。また、個別業績は、営業収益2,217億48百万円（対前期比0.1%増）、売上高2,179億89百万円（同0.1%増）、営業利益58億13百万円（同2.1%減）、経常利益58億6百万円（同1.7%減）、当期純利益は29億77百万円（同20.7%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは主として新店に22億5百万円、業態転換や改装に3億57百万円などの投資を行いました。これらを含めた当社グループの設備投資等の総額は34億37百万円であります。これらの資金については自己資金により賄っております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第53期 2014年3月1日から 2015年2月28日まで	第54期 2015年3月1日から 2016年2月29日まで	第55期 2016年3月1日から 2017年2月28日まで	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで
営業収益 (百万円)	208,666	219,408	224,682	225,600
営業利益 (百万円)	3,264	4,791	5,426	5,254
経常利益 (百万円)	3,376	4,675	5,392	5,246
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,268	1,873	3,198	3,212
1株当たり当期純利益 (円)	71.36	105.32	179.61	180.32
総資産 (百万円)	70,999	69,374	70,353	72,374
純資産 (百万円)	41,816	43,600	45,843	48,204

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

当社個別の財産及び損益の状況

区 分	第53期 2014年3月1日から 2015年2月28日まで	第54期 2015年3月1日から 2016年2月29日まで	第55期 2016年3月1日から 2017年2月28日まで	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで
営業収益 (百万円)	206,615	216,141	221,531	221,748
営業利益 (百万円)	3,744	5,316	5,935	5,813
経常利益 (百万円)	3,840	5,215	5,906	5,806
当期純利益 (百万円)	1,546	2,197	2,466	2,977
1株当たり当期純利益 (円)	87.01	123.53	138.49	167.11
総資産 (百万円)	70,469	69,164	69,428	71,357
純資産 (百万円)	42,134	44,039	45,886	48,207

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を12,388千株(議決権比率69.85%)保有いたしております。当社は親会社であるイオン株式会社を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東海地区の中核企業であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イオンマックスバリュ (広州) 商業有限公司	180百万人民元	73.33%	食品スーパーマーケットの 経営

③ 親会社との取引に関する事項

イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類個別注記表7. 関連当事者との取引に関する注記に記載しました親会社との資金の寄託運用取引では、適時に資金繰計画を作成、更新する中での余剰資金について安全性が比較的高い金融商品と当該取引を比較し、より高い運用益や流動性を確保できると当社が判断した場合に同取引を行っています。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、各々の地域における食生活をより豊かにすることを使命とし、一つひとつの店舗が地域との共生に努めながら、持続的な成長を目指しております。今後は高度情報化社会の進展やライフスタイルの多様化などを背景に、食を通じた地域コミュニティの場としての店舗のあり方や地域社会との関係がより重要になると思われます。このような環境下、お客さまや地域社会からのゆるぎない信頼の確立と共存共栄を図るべく以下の重点施策に取り組んでまいります。

①国内スーパーマーケット事業

- ・地域密着経営の更なる深耕
- ・展開エリアごとの売上シェア向上
- ・地域商品の開発及び導入推進
- ・お客さまニーズの変化や多様化するライフスタイルに応じた商品政策の推進
- ・働き方改革を通じた「働きやすさ」「働きがい」「生産性」の向上
- ・成長を支える人材育成
- ・お客さま視点に基づく接客及びサービスレベルの向上

②中国スーパーマーケット事業

- ・お客さま本位の店舗運営推進及びサービスレベルの向上
- ・地域性と独自性を兼ね備えた商品政策推進
- ・人材の育成

これらの施策の着実な実行により、経営環境変化への対応を図るとともに、収益体質の改善と企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2018年2月28日現在）

当社グループの事業は、一般消費者を対象とする食料品を中心とした生活必需品の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、流通センター等を経由した商品配送受託業務並びに店舗等の不動産賃貸業務を営んでおります。

(7) 主要な営業所 (2018年2月28日現在)

①本社 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

②店舗

	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	ザ・ビッグ	キミサワ	グラッテ	ザ・コンボ	その他	合計
静岡県伊豆地区計	14店舗	7店舗 (3店舗)	-	-	-	-	-	21店舗
静岡県東部地区計	26店舗	7店舗 (1店舗)	1店舗	4店舗	2店舗	-	-	40店舗
静岡県中部地区計	6店舗	4店舗 (4店舗)	9店舗	-	-	1店舗	1店舗	21店舗
静岡県西部地区計	14店舗	5店舗 (-)	6店舗	-	-	-	-	25店舗
静岡県計	60店舗	23店舗 (8店舗)	16店舗	4店舗	2店舗	1店舗	1店舗	107店舗
神奈川県計	8店舗	8店舗 (3店舗)	7店舗	-	-	1店舗	-	24店舗
山梨県計	1店舗	-	11店舗	-	-	-	-	12店舗
愛知県計	5店舗	-	-	-	-	-	-	5店舗
合計	74店舗	31店舗 (11店舗)	34店舗	4店舗	2店舗	2店舗	1店舗	148店舗

(注) 1. 上記以外にミスタードーナツのフランチャイズ店舗が28店舗あります。

2. マックスバリュエクスプレス業態の店舗のうち、小型業態の店舗につきましては括弧内に店舗数を内書きしております。

3. 当期新設店舗

- 2017年4月 マックスバリュエクスプレス河津店 (静岡県賀茂郡河津町)
- 2017年6月 ザ・ビッグ相模原二本松店 (相模原市緑区)
- 2017年7月 マックスバリュ御殿場萩原店 (静岡県御殿場市)
- 2017年10月 マックスバリュエクスプレス寒川中瀬店 (神奈川県高座郡寒川町)
- 2017年11月 マックスバリュエクスプレス茅ヶ崎浜須賀店 (神奈川県茅ヶ崎市)
- 2017年11月 マックスバリュエクスプレス茅ヶ崎若松店 (神奈川県茅ヶ崎市)

4. 当期業態変更店舗

- 2017年3月 ザ・ビッグ静岡川原店 (静岡市駿河区)
- マックスバリュエクスプレス静岡川原店を業態変更

5. 当期閉店店舗

- 2017年5月 キミサワ港南台店 (横浜市港南区)

6. 「静岡県伊豆地区」には熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、下田市、河津町、函南町、東伊豆町、松崎町、南伊豆町の店舗が、
「静岡県東部地区」には御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、沼津市、三島市、清水町、長泉町の店舗が、
「静岡県中部地区」には静岡市、島田市、藤枝市、焼津市の店舗が、
「静岡県西部地区」には磐田市、御前崎市、掛川市、湖西市、浜松市、袋井市、吉田町の店舗が、
含まれます。

③流通センター

長泉流通センター（静岡県駿東郡長泉町）

（注）上記のほか、浜松研修センター、水産一次加工所があります。

④子会社

ア．イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司

本社 中華人民共和国広東省広州市天河区

イ．店舗

地域別	店舗名	合計
中国	マックスバリュ太陽新天地店	8店舗
	マックスバリュ鉞頓城店	
	マックスバリュ兆陽広場店	
	マックスバリュ海珠合生広場店	
	マックスバリュ佛山南海桂城店	
	マックスバリュ白雲匯広場店	
	マックスバリュ聖地新天地店	

(8) 従業員の状況（2018年2月28日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数（前連結会計年度末比）	前連結会計年度末
1,702名 (38名増)	1,664名

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員19名を含み、派遣出向社員6名、労働組合専従者5名及びパートタイマーは含まれておりません。
 2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、7,056名であります。（ただし、主として1日労働時間8時間換算で算出）
 3. 当社グループは、報告セグメント（スーパーマーケット事業及びその付随業務）が単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

②当社個別の従業員の状況

区分	従業員数（前期末比）	平均年齢	平均勤続年数
男子	1,231名 (5名増)	42歳10ヵ月	11年3ヵ月
女子	208名 (11名増)	33歳3ヵ月	7年2ヵ月
合計または平均	1,439名 (16名増)	41歳4ヵ月	10年7ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員19名を含み、派遣出向社員13名（内7名は連結子会社出向）、労働組合専従者5名及びパートタイマーは含まれておりません。
 2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、6,822名であります。（ただし1日労働時間8時間換算で算出）

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,883,300株 (自己株式63,528株を含む。)
- (3) 株主数 26,218名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
イオン株式会社	12,388千株	69.52%
マックスバリュ東海従業員持株会	368	2.07
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	96	0.54
J.P.MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING	40	0.22
株式会社中部メイカン	34	0.19
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	34	0.19
内山一美	28	0.16
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	26	0.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	25	0.14
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	23	0.13

- (注) 1. 当社は自己株式63,528株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 (2018年2月28日現在)

① 当社取締役に対し交付した新株予約権の概要

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の払込金額	新株予約権の 目的たる株式 の種類及び数	対象者	新株予約権の 行使時の払込額	新株予約権を行使する ことができる期間
第3回新株予約権 (2010年5月6日発行)	104個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,400株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2010年6月7日から 2025年6月6日まで
第4回新株予約権 (2011年5月2日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2011年6月2日から 2026年6月1日まで
第5回新株予約権 (2012年5月1日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2012年6月1日から 2027年5月31日まで
第6回新株予約権 (2013年5月1日発行)	101個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,100株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2013年6月1日から 2028年5月31日まで
第7回新株予約権 (2014年5月1日発行)	99個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,900株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2014年6月1日から 2029年5月31日まで
第8回新株予約権 (2015年5月1日発行)	93個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,300株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2015年6月1日から 2030年5月31日まで
第9回新株予約権 (2016年5月2日発行)	138個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 13,800株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2031年6月2日まで
第10回新株予約権 (2017年5月1日発行)	125個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 12,500株	当社取締役 8名	1株当たり 1円	2017年6月1日から 2032年5月31日まで

(注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権はありません。

2. 上記新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全部につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 当事業年度末に当社取締役が保有する新株予約権の状況

発行回数	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第3回新株予約権	9個	900株	1名
第4回新株予約権	17個	1,700株	1名
第5回新株予約権	16個	1,600株	1名
第6回新株予約権	8個	800株	1名
第7回新株予約権	9個	900株	1名
第8回新株予約権	18個	1,800株	2名
第9回新株予約権	39個	3,900株	3名
第10回新株予約権	80個	8,000株	5名

- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	神尾啓治		
専務取締役	曾我順二	営業サポート本部長	
常務取締役	山田憲一郎	商品統括本部長	
取締役	浅倉智	店舗開発本部長	
取締役	近藤健司	人事総務本部長兼人事部長	
取締役	久保田義彦	マックスバリュ第一統括本部長	
取締役	遠藤真由美	ダイバーシティ推進室長兼デリカ商品統括部長	
取締役	高橋誠	経営管理本部長	
取締役	中西安廣		株式会社あみやき亭 社外取締役
取締役	立石雅世		弁護士
常勤監査役	橋本幸一		イオンビッグ株式会社 非常勤監査役
監査役	小坂田成宏		弁護士
監査役	小林伸明		イオンペット株式会社 常勤監査役 イオン・リートマネジメント株式会社 非常勤監査役
監査役	清水裕雄		株式会社ダイエー 商品・営業企画本部 近畿商品部長

- (注) 1. 取締役中西安廣及び立石雅世の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は中西安廣氏及び立石雅世氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役橋本幸一、小坂田成宏及び小林伸明の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は小坂田成宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
4. 監査役橋本幸一氏が兼職しているイオンビッグ株式会社、監査役小林伸明氏が兼職しているイオンペット株式会社及びイオン・リートマネジメント株式会社、監査役清水裕雄氏が兼職している株式会社ダイエーは、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。
5. 2017年5月25日開催の第55期定時株主総会において、小林伸明及び清水裕雄の両氏は監査役に選任され就任いたしました。
6. 監査役石橋孝浩氏は、2017年5月25日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
7. 当社は、社外取締役中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに社外監査役小坂田成宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
8. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
山田憲一郎	取締役	常務取締役	2017年5月25日

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 当社の役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については社内規程に基づき、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社業績、経営内容等を考慮し取締役の報酬は取締役会の決議で、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役10名	167百万円	(うち社外取締役2名	7百万円。)
監査役4名	19百万円	(うち社外監査役4名	19百万円 員数には無報酬である2名は含めておりません。)

(注) 報酬等の総額には、第56期に係る役員業績報酬支給見込額及びストックオプションとして付与する新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 中 西 安 廣	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に事業戦略に精通した見地から適宜助言・発言を行っております。
取 締 役 立 石 雅 世	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から適宜助言・発言を行っております。
常 勤 監 査 役 橋 本 幸 一	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会14回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を背景に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 小 坂 田 成 宏	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会14回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 小 林 伸 明	当事業年度中就任以降に開催された取締役会14回中12回に、監査役会10回中8回に出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、金融分野での豊富な経験を背景に、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

- ③ 当社の親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から受けた役員報酬等の総額
11百万円

- ④ 社外取締役の役割・責務・有効活用
当社は持続的な成長と中長期的な価値向上に寄与するよう、地域に根ざした事業経営経験者、法務、会計等の高い知見を有する者を独立社外取締役として2名以上の選任を行います。また、当社は独立社外取締役に対し議案の事前説明機会の確保を図るとともに、取締役会とは別に取締役との面談の機会を設け、情報共有を図ります。

(4) 取締役研修会の実施

取締役がその責務を遂行できるようにするため、新任時には法務、財務、コンプライアンス等に関する基礎的な知識を習得するとともに、法改正・環境の変化に対応するため、定期的に取締役研修会を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る監査報酬等の額			39百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			39百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査報酬等の額には合計金額を記載しております。

(注2) 当社の中国子会社は、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドの中国のメンバーファームの監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容

当社は2015年6月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、次のとおり決議をしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社に属する関係会社(以下、当社グループという。)の業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの「企業理念」、「行動指針」及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役・使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、取締役の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当取締役は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、内部監査部門より定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。
 - ア. 株主総会議事録
 - イ. 取締役会・経営会議議事録
 - ウ. 代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
 - エ. 取締役を最終決裁権者とする稟議書・契約書
 - オ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - カ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - キ. その他「文書管理規程」に定める文書
- ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査部門は各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、経営会議・取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- ② 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- ③ 財務報告の適正性を確保するためのIT環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、経営会議において協議した重要な議題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- ② 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社内部監査部門の定期的監査を受け、その報告を受けるとともに、親会社の役員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 当社は経営管理部門を子会社を管理する部署とし、「関係会社管理規程」に基づき管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社は、子会社に対し当社内部監査部門による定期的監査を行う。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本部所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。そのため、当社並びに子会社の役員及び従業員が直接通報を行うことのできる当社及びイオングループの内部通報制度を設け運用する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。
- ③ 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ア. 毎月の経営状況として重要な事項
- イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- エ. 重大な法令・定款違反
- オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
- カ. その他コンプライアンス上の重要な事項

使用人は前項イ.及びエ.に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(9) 前号の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し、前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査役職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長並びに各業務執行取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- ② 前項に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求められることができることとする。
- ③ 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の主な運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業理念」「行動指針」の周知徹底のため、階層別のイオン行動規範研修を実施し、コンプライアンス遵守の啓発を行っております。
- ② 2017年度におきましては、会計監査人による「取締役勉強会」を3回実施しております。
- ③ コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス統括委員会」を毎月1回定期開催し、事件・事故のモニタリング、再発防止策の検討、品質管理事故報告、労働環境管理状況報告、年間のコンプライアンスに関わる活動内容を定めたコンプライアンスプログラムの決定と進捗評価等を行っております。
- ④ 店舗・本部におきまして「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。
- ⑤ 社内の相談窓口として「コンプライアンスほっとライン」、イオングループ全体の相談窓口として「イオン行動規範110番」を設け、従業員からの様々な相談をメール・電話・FAXで受け付ける体制を整備・運用しております。また、相談内容はコンプライアンス統括委員会にて報告する運用を確立しております。

(2) 情報の保存及び管理に対する取組みの状況

株主総会、取締役会議事録及び経営会議議事録等の重要文書については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ① 全社的なリスク対応として、南海トラフ巨大地震の災害対策を目的に事業継続マネジメント訓練を年2回実施するとともに、イオングループ総合防災訓練に年2回参加しております。
- ② 店舗における様々なリスクへの対応状況を確認するため、経営監査室が実施する店舗業務監査を年間を通して実施しており、本年度は延べ132店舗実施しております。また、深夜安全監査、品質衛生監査を延べ243店舗で実施しております。実施した結果の報告につきましては、定期的にコンプライアンス統括委員会にて報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み状況

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を定時12回、臨時6回開催しております。
- ② 経営会議規程に基づき、経営会議を本年度は47回開催しております。
- ③ 重要な業務執行等の意思決定等については、稟議決裁にて職務権限規程に基づく決裁者に決裁を受ける体制を構築しております。
- ④ 職務権限規程・職務分掌規程については適時に改定を行い適正な体制の整備・運用を行っております。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正確保のための取組み状況

- ① 当社は親会社の監査を受けるとともに、当社の監査部門は親会社の監査部門と連携し当社の監査を実施しております。
- ② 当社常勤監査役は、職務上の質疑について当社子会社の経営者から直接説明を受けるとともに、子会社店舗等を視察しております。
当社常勤監査役及び当社子会社管理関係部門は、当社子会社が実施した店舗業務監査の結果について子会社部門責任者から説明を受けております。また、当社経営監査室は当社子会社の監査を定期的実施しており、経営陣・監査役に報告しております。
- ③ 子会社の月次の経営成績等は定時取締役会に報告されております。
- ④ 当社子会社は当社子会社経営者、各部門責任者及び当社子会社の出資者が選定する者をメンバーとする拡大経営会議を毎月開いております。経営管理本部長及び経営管理本部事業推進部門員は、同会議に直接またはテレビ会議システムを介して出席しております。

(6) 監査役監査の実効性の確保

監査役は当社及び子会社の役職員から必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議体への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。

また、経営監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行い連携しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社のイオン株式会社による議決権の所有割合が50%を超えており、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特記すべき事項を定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、中長期的な成長を目指し、設備投資計画、フリー・キャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ、経営成績を反映させた配当性向の目安を30%に置いておりますが、同時に株主の皆さまへの安定的な利益還元を図ることを経営の重要な課題として位置付けております。また配当回数につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、新店投資やM&Aなど事業規模の拡大に充てるとともに、IT関連の充実・人材の育成など事業基盤の強化のための投資にも充てていく方針であります。

(当期の剰余金の配当について)

当期の剰余金の配当については、1株当たり普通配当43円、特別配当4円の計47円を予定しております。

10. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念・行動規範に基づいた「企業理念」、「行動指針」を定め、お客さま、地域社会、お取引先、株主等、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性、リスク管理の徹底、情報の適時開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることで、持続的な企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(27,436)	流動負債	(20,848)
現金及び預金	5,960	買掛金	13,696
売掛金	52	リース債務	35
商品	6,219	未払法人税等	1,142
貯蔵品	68	賞与引当金	540
繰延税金資産	523	役員業績報酬引当金	43
未収入金	3,803	店舗閉鎖損失引当金	7
関係会社預け金	9,989	ポインント引当金	31
その他	819	資産除去債務	9
固定資産	(44,938)	その他	5,341
有形固定資産	<36,968>	固定負債	(3,321)
建物及び構築物	17,943	リース債務	562
車両運搬具	1	商品券回収損失引当金	3
器具備品	2,942	退職給付に係る負債	94
土地	15,012	長期預り保証金	940
リース資産	986	資産除去債務	1,541
建設仮勘定	83	その他	178
無形固定資産	<593>	負債合計	24,170
のれん	344	純資産の部	
その他	248	株主資本	(48,086)
投資その他の資産	<7,376>	資本金	<2,267>
投資有価証券	50	資本剰余金	<3,184>
長期貸付金	25	利益剰余金	<42,709>
長期前払費用	708	自己株式	<△76>
繰延税金資産	1,974	その他の包括利益累計額	(△41)
差入保証金	4,569	為替換算調整勘定	<97>
その他	53	退職給付に係る調整累計額	<△139>
貸倒引当金	△3	新株予約権	(29)
資産合計	72,374	非支配株主持分	(131)
		純資産合計	48,204
		負債・純資産合計	72,374

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(2017年3月1日から
2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	221,651
売上高	3,949
その他営業収入	
営業収益合計	225,600
売上原価	166,867
売上総利益	54,783
営業総利益	58,733
販売費及び一般管理費	53,479
営業利益	5,254
営業外収益	
受為替	41
雑収入	30
雑費用	57
雑損失	124
雑損	11
経常利益	5,246
特別損失	
減損損失	181
店舗閉鎖損失引当金繰入	7
その他	2
税金等調整前当期純利益	5,055
法人税、住民税及び事業税	1,647
法人税等調整額	325
当期純利益	3,082
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△130
親会社株主に帰属する当期純利益	3,212

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2017年3月1日から
2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,267	3,388	40,174	△79	45,751
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△677		△677
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,212		3,212
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		2		5	8
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減		△206			△206
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△204	2,535	3	2,334
当 期 末 残 高	2,267	3,184	42,709	△76	48,086

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当 期 首 残 高	104	△75	29	15	48	45,843
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△677
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						3,212
自 己 株 式 の 取 得						△2
自 己 株 式 の 処 分						8
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減						△206
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7	△63	△70	14	83	26
当 期 変 動 額 合 計	△7	△63	△70	14	83	2,361
当 期 末 残 高	97	△139	△41	29	131	48,204

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		(25,938)	流 動 負 債		(19,953)
現金及び預金		5,046	買掛金		13,202
商貯	掛	52	リース債		35
前払費用	蔵	5,752	未払金		2,731
繰延税金資産	費	65	未払法人税等		1,189
関係会社の預け金	入	599	未払消費税		1,142
	預	523	預り金		459
	け	3,706	賞与引当金		513
	他	9,989	役員報酬引当金		121
		203	店舗閉鎖損失引当金		495
固定資産		(45,418)	固定負債		43
有形固定資産		<36,311>	商品券回収損失引当金		7
建物		16,070	長期預り保証金		909
構築物	築	1,505	資産除の債務		1,541
車両運搬具	備	1	その他		178
土地区画	地	2,724			
建物	産	15,012			
無形固定資産	定	986			
ソフトウェア	資	11			
	勘	<536>			
	他	344			
	ア	167			
	他	24			
投資その他の資産		<8,570>			
投資有価証券		50			
関係会社出資金		356			
関係会社貸付金		849			
長期貸付金		25			
破産更生債権		3			
長期前払費用		708			
繰延税金資産		1,914			
差入保証金		4,513			
前払年金費用		104			
その他		49			
貸倒引当金		△3			
資産合計		71,357			
			負債合計		23,150
			純資産		(48,178)
			株主資本		<2,267>
			資本剰余金		<3,391>
			資本準備金		3,382
			その他資本剰余金		8
			利益剰余金		<42,595>
			その他利益剰余金		42,595
			別途積立金		39,000
			繰越利益剰余金		3,595
			自己株式		<△76>
			新株予約権		(29)
			純資産合計		48,207
			負債・純資産合計		71,357

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2017年3月1日から
2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		217,989
売上高		217,989
その他営業収入		3,759
営業収益合計		221,748
売上原価		163,831
売上総利益		54,158
営業総利益		57,917
販売費及び一般管理費		52,103
営業利益		5,813
受為雑	43	
利息差	30	
雑収入	52	125
営業外費用		
支雑	124	
雑損	8	132
経常利益		5,806
特別損失		
減価償却	97	
関係会社出資金評価損	748	
店舗閉鎖損失引当金繰入	7	
その他	2	856
税引前当期純利益		4,950
法人税、住民税及び事業税	1,647	
法人税等調整額	325	1,972
当期純利益		2,977

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2017年3月1日から
2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金			利 益 剰 余 金			
	資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,267	3,382	6	3,388	37,000	3,294	40,294
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立					2,000	△2,000	-
剰 余 金 の 配 当						△677	△677
当 期 純 利 益						2,977	2,977
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			2	2			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2	2	2,000	300	2,300
当 期 末 残 高	2,267	3,382	8	3,391	39,000	3,595	42,595

	株 主 資 本		新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△79	45,871	15	45,886
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立		-		-
剰 余 金 の 配 当		△677		△677
当 期 純 利 益		2,977		2,977
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2		△2
自 己 株 式 の 処 分	5	8		8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			14	14
当 期 変 動 額 合 計	3	2,306	14	2,320
当 期 末 残 高	△76	48,178	29	48,207

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年4月6日

マックスバリュ東海株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋原泰貴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井博康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2017年3月1日から2018年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ東海株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年4月6日

マックスバリュ東海株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原泰貴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井博康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2017年3月1日から2018年2月28日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月13日

マックスバリュ東海株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	橋 本 幸	一	ⓐ
監 査 役	(社外監査役)	小 坂 田 成	宏	ⓑ
監 査 役	(社外監査役)	小 林 伸	明	ⓒ
監 査 役		清 水 裕	雄	ⓓ

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

【場 所】 静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

【TEL】 (055)952-2411(代表)

【交通】 JRご利用の場合

東海道線沼津駅南口より徒歩約10分
新幹線三島駅よりタクシーで約30分

お車ご利用の場合

東名高速沼津ICより約20分

本会場の有料駐車場には限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

